

京都府公立大学法人 京都府立大学 行動計画

女性の活躍をより一層推進するため、次の通り行動計画を策定する。

なお、本学は文部科学省女性研究者研究活動支援事業の採択を契機に、平成 25 年度に「男女共同参画推進室」を設置し、また平成 28 年度には行動計画（第一期）を策定し、女性活躍の基盤整備に取り組み、一定の成果を挙げてきている。

1 計画期間： 令和 3 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日

2 本学の課題

平成 28 年に行動計画（第一期）とアクションプランを策定し、数値目標を掲げて女性活躍に向けた取り組みを進めた結果、教員に関する全ての項目で数値目標を達成し、一定の成果が得られた。

女性の活躍をより一層推進していくために、引き続き必要な取り組みを実施していく。

- 雇用管理区分「教員」においては、平成 28 年策定の行動計画に基づいて増加に
取り組み、女性の在籍比率は 25.3%、管理職（教授職）に占める女性割合は 20%
と、いずれも基準値である 20%を超えたものの、今後も継続してより一層の推進が
必要である。

3 定量的目標と取り組み内容

【目標 1】

- 女性管理職(教授職)をさらに増やし、管理職の 20%以上とする。
(府派遣職員を除く)

【目標 2】

○女性教職員の採用を進め、採用者に占める割合を60%以上とする。

- ◎女性教員の在籍者割合を30%以上とする。(府からの派遣職員を除く)
- ◎雇用管理区分「教員」における採用者に占める女性の割合を43%以上にする。
- ◎女性教職員を増やすため公募時の応募者の男女比率を把握し、現状分析を行い、各学部・研究科で行動計画（アクションプラン）を策定する。
- ◎女性教職員の働きやすい職場環境の整備に努める。

【目標 3】

雇用管理区分「教員」の有給休暇取得率を、30%以上、
雇用管理区分「事務職」の有給休暇取得率を、50%以上とする。

- 令和3年4月～9月 アクションプラン策定
- 令和3年度～ アクションプランに沿って人事計画を策定し、女性の登用及び採用を積極的に推進する

- 令和3年4月～ ハラスメント対応の体制整備・啓発に努める※
(ハラスメント防止の研修会や講演会等の実施)

- 令和3年4月～ 医大学内保育所、病児保育室の保育事業、各種利用可能な両立支援制度に関する周知、情報提供に努める※

- 令和3年4月～ 育児休業を取得しやすい職場環境の整備、育児休業からのスムーズな職場復帰の支援に努める※

- 令和3年4月～ 18時以降の公的会議の原則禁止※

- 令和3年4月～ 京都府男女共同参画課と共同イベントを開催する。
(裾野拡大事業の実施)

※平成28年4月～継続事項